

## ■議案第26号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について

---

### 【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成29年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「四万十町打井川地区会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称      四万十町打井川地域づくりセンター

施設の所在地      四万十町打井川1467番地1

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称      四万十町打井川地区会

団体の所在地      四万十町打井川

#### 3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

打井川地域づくりセンターについては、旧打井川小学校体育館をホビー館として整備したことに伴い、地域のコミュニティ活動・緊急避難施設として設置した施設で、平成23年4月1日より「四万十町打井川地区会」を指定管理者に指定し、管理運営業務に当たっていただいています。

「四万十町打井川地区会」は、これまで活動が活発でない時期もありましたが、昨年食部会の再編を行い、地区会全体で当施設において、ホビー館・かっぱ館場者向けの弁当の販売、冠婚葬祭時の活用、仕出し等に懸命に取り組んでいます。

当施設は、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等を目的としていますが、地域のコミュニティ活動や緊急避難施設としても使用する基幹集落施設ですので、引き続き有効に活用いただける「四万十町打井川地区会」を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定するものです。

## 【根拠法令】

### 地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

1～2 項省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～5 項省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第 5 条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。

2 前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第 3 条各号に掲げる書類に基づいて当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし、総合的に判断を行うものとする。

### 四万十町打井川地域づくりセンター条例（抜粋）

（管理運営）

第 3 条 町長は、センターの管理及び運営を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）の定める手続きにより行うものとする。